

尖閣諸島と海洋資源・海洋法

- 水産資源
- 石油資源

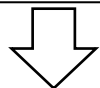


海洋資源・囲い込みの歴史

海底掘削技術に進歩によって、海底資源の探査・掘削が可能となり、各国の争奪戦が始まった。
その口火をきったのは、アメリカであった。

1945年 トルーマン宣言

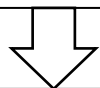
- 公海であるが米国の海岸に接続する大陸棚の地下・海底の天然資源は、合衆国に属し、米国の管轄権と管理に服す。（大陸棚が隣国と共有される場合、境界線は合衆国と関係国とにより衡平の原則で画定される。）
- 大陸棚の上部水域の公海としての性格、及び自由航行の権利は、これにより影響されない。



以降、多くの国がバラバラな範囲で管掌領域を主張。200海里領海を主張する国も。

1958年 大陸棚条約制定（'64年発効）（58か国が批准）

内容：水深が200メートルまで、あるいは水深が200メートル以上であっても天然資源の開発が可能な限度にある海底を大陸棚とし、天然資源の探査・開発のための主権的権利を有する



漁業権に関する上部水域の調整と、大陸棚の無制限の拡張への抑制

1982年 国際海洋法条約制定（2019年現在168の国・地域とEUが批准。中国、日本は、1996年に批准、アメリカは深海底の権利に関して不満な共和党の反対で未だ批准に至っていない。）

内容：①排他的経済水域（EEZ）の制度化、②大陸棚の定義の変更、③EEZと大陸棚に共通する境界画定基準の設定

東シナ海における石油探査

1946年～ 米国石油企業が米軍の協力下で台湾沖(尖閣沖)海域を探査

* 1958年 大陸棚条約作成(発効は1964年)(台湾は批准)

1967年 新野(東京水産大)とエメリー(米国海洋研究所)論文・・・地質学的に石油有望

1968年 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)が調査船による調査

1969年 ECAFEが 台湾北東の20万km²の大陸棚に「ペルシャ湾地域に匹敵する石油及び天然ガスが存在することの有望性がある」と報告。

(「当領域は大陸棚条約で規定する大陸棚限界線の中国側にある」とも記載)

1969年 日本独自調査の報告(東海大):尖閣沖に有望な石油

1970年 米国ガルフ社が台湾から鉱区割り当てを受け尖閣周辺で石油資源調査
(日韓台連絡委員会(民間)が領有権棚上げで協力開発に合意)

⇒ その後ガルフは米国国務省の要請で撤収・開発は頓挫

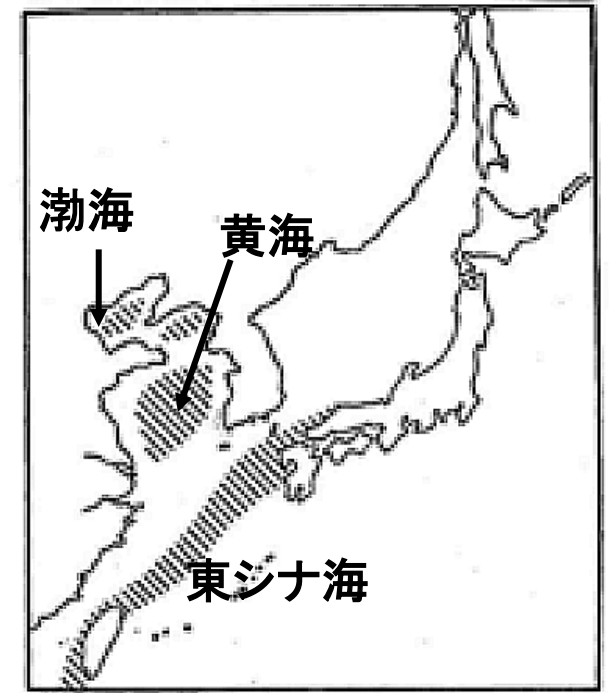
これらに対する中国の対応:

* 1970年 「人民日報」:「台湾省とその付属島嶼の中国大陸棚の石油資源は中国のもの・・・奪取は主権侵犯」

* 1971年 12月の沖縄返還協定の8日後に中国が尖閣諸島領有権を主張。 同日の「北京放送」では、
先の日韓台協力開発合意を海底石油の奪取と非難 (注:同年、中国は国連代表権獲得)

* 1972年 田中・周恩来会談での周発言:「尖閣の問題は」今話したくない。石油が出るから問題になった。

1958年の「中国領海宣言」では「中国に所属する島嶼」と一般表現された尖閣島嶼が、'71年に「釣魚島などの島嶼」として、改めて具体名で領有宣言がなされたのは、石油資源への注目が理由とみられる。



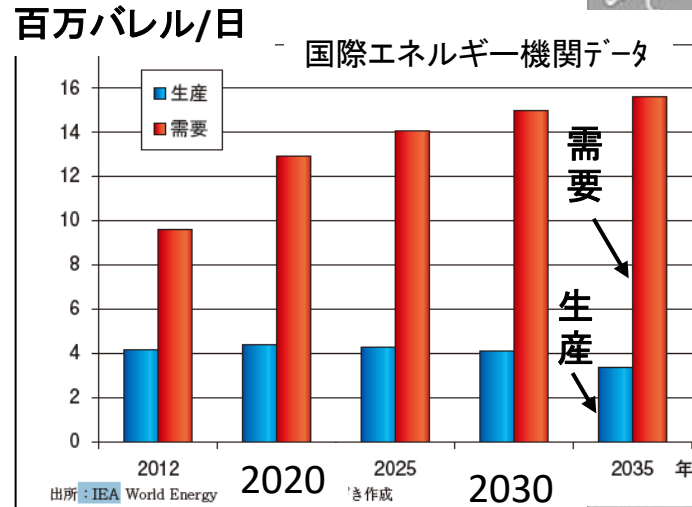
(出所) 新野、エメリー「中国東海と朝鮮海峡の海底地層及び石油展望」p26

中国の海底油・ガス田開発

・中国の石油需給予測

中国は、世界第6位の石油産出国であるが、急激なGDPの伸びに伴い石油需要も急増し、消費量は日本を抜き、世界第2位。

2013年の原油輸入は、39.3億バレルと日本の約3倍。



・原油生産地域

中国における原油生産は陸上が約8割で、海底油田は約2割であるが、内陸油田に陰りがみられ、中国は今後、海底油田の開発に期待している。

・生産企業

中国の国有石油企業は3社(PetroChina、Sinopec、CNOOC)で、このうち中国海洋石油総公司(CNOOC)が海洋油田開発をしている。



中国の生産企業(CNOOC)が見込む海底油田埋蔵量

表7 主要堆積盆地（海洋）の開発可能な資源量（原油、2012年）と主要産油地域の確認埋蔵量（2013年）

堆積盆地名	技術的に開発可能な資源量 (2012年) 原油(億bbl)	主要産油地域(生産企業) 確認埋蔵量(2013年) 原油(億bbl)
渤海湾 (陸上を含む)	61	渤海(海洋・CNOOC) 11
		勝利(陸上・Sinopec) 21
珠江口	6	南シナ海東部 3.6
東シナ海	1	東シナ海 0.2
鶯歌海	—	南シナ海西部 2.3
中国計(陸上+海洋)	243	181

出所：2013年国内外油ガス業界発展報告（CNPC 経済技術研究院）およびCNOOC Ltd. 年報の地域別ネット確認埋蔵量から該当部分を抜粋（小数点第2位以下を四捨五入）

表8 主要堆積盆地（海洋）の開発可能な資源量（天然ガス、2012年）と主要産ガス地域の確認埋蔵量（2013年）

堆積盆地名	技術的に開発可能な資源量 (2012年) 天然ガス(Tcf)	主要産ガス地域(生産企業) 確認埋蔵量(2013年) 天然ガス(Tcf)
珠江口	2.9	南シナ海東部 1.1
東シナ海	2.1	東シナ海 0.3
鶯歌海	3.4	南シナ海西部 2.5
中国計 (陸上+海洋)	155	116

出所：2013年国内外油ガス業界発展報告（CNPC 経済技術研究院）およびCNOOC Ltd. 年報の地域別ネット確認埋蔵量から該当部分を抜粋（小数点第2位以下を四捨五入）

★ 独立行政法人・石油天然ガス・金属鉱物資源機構・発行「アナリシス」2014.9 Vol.48 No.5 より

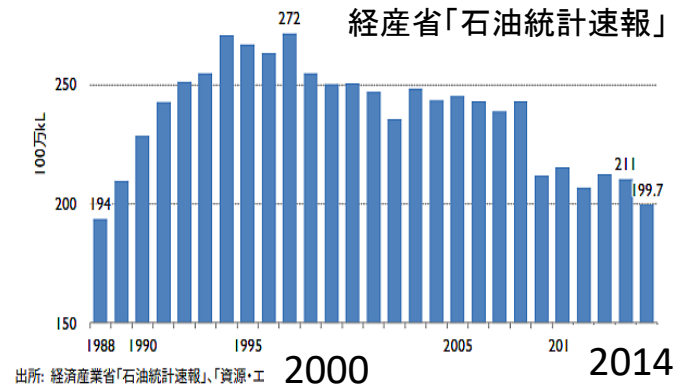
★ 中国の生産企業が確認している最新の海底油田埋蔵量では、中国全体のなかでの東シナ海の重要性はさほど大きいものではない模様（東シナ海の紛争地域については企業としては計算にいれていないのであろう。）

日本の石油・ガス田開発

・日本の石油需給

現在、日本で駆動している鉱床は岩船沖油田・ガス田(新潟沖)のみ。
99.8%が海外からの原油輸入であるが、輸入量は減少傾向にあり、2014年には12.6億バレルを切った。

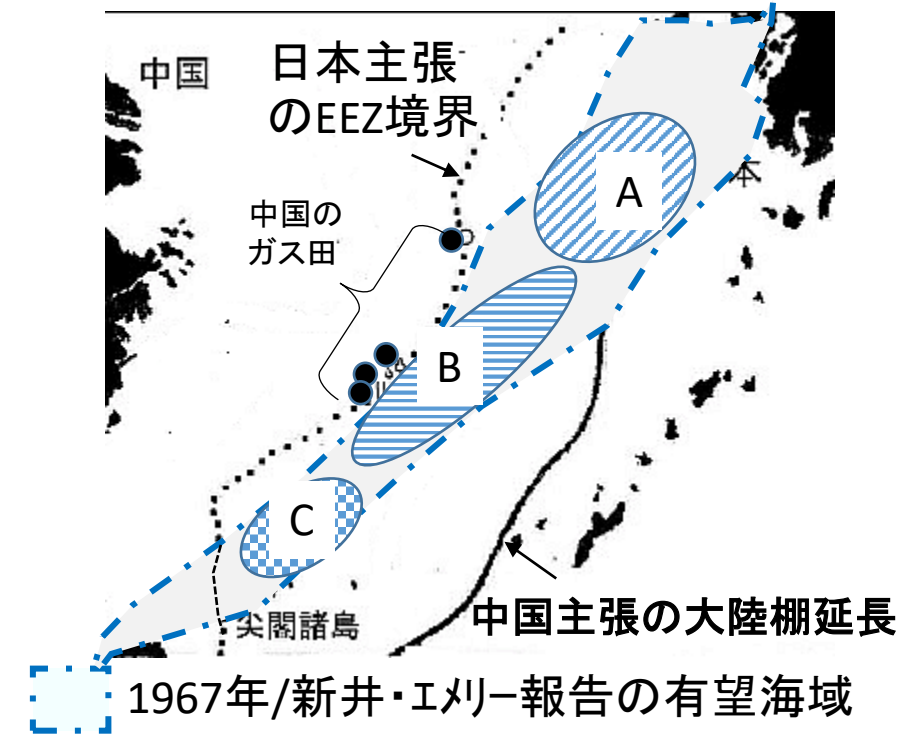
日本の原油輸入量推移



日韓の共同開発協定は2028年まで。8つの鉱区で試掘。1986年に日本側が経済的効果が不十分という理由で開発拒否を宣言、それ以降、探査が中断したままになっている。

帝国石油株式会社(現、国際石油開発帝石)が1969年に試掘権を申請、2005年7月に許可となったが、これまでのところ、実際の試掘は行われていない。

うるま資源開発(日商岩井(現、双日)社員が社長、コスモ石油・アラビア石油が資本参加)が1973年に先願権を取得、その後、試掘権を申請したが、以後認可は棚上げ。



A: 日韓共同開発海域

日韓共同調査では、石油と天然ガスの埋蔵量は528億バレル(韓国紙報道)

B: 日中共同開発が協議中の海域

資源エネルギー庁、32億バレルの賦存資源量を推定(2006年)

C: 尖閣周辺海域

経産省石油審議会の試算(1994年)では約32.6億バレル。中国紙「人民網」は1982年の調査で220億~510億バレルと報道

本当の推定埋蔵量は？

異なる思惑

表2 東シナ海の推定埋蔵量

注：一概に東シナ海といっても、具体的海域が曖昧

資源エネルギー庁	1978年	約7億 kl （約44億バレル）
	2006年	約5億 kl （約32億バレル）
米国防総省	2008年～2010年、2013年、2014年	最大1000億バレル
	2015年～2017年	見積もりは困難
米エネルギー省	2009年、2012年	見積もりは困難。6千万から1億バレル
	2014年	見積もりは困難。2億バレル
	2009年、2012年、2014年	〈中国の主張〉700億から1600億バレル
中国政府	2005年	約800億バレル、100億トン以上

※括弧内は1トン=7.3バレル、1**kl**=6.3バレルとして筆者が換算

引用：亀田晃尚、「尖閣諸島の石油資源と21世紀初頭の中国の行動に関する一考察 ―石油埋蔵量に関する記述を中心に―」
Public policy and social governance (6), 133-146, 2018-03（法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会）

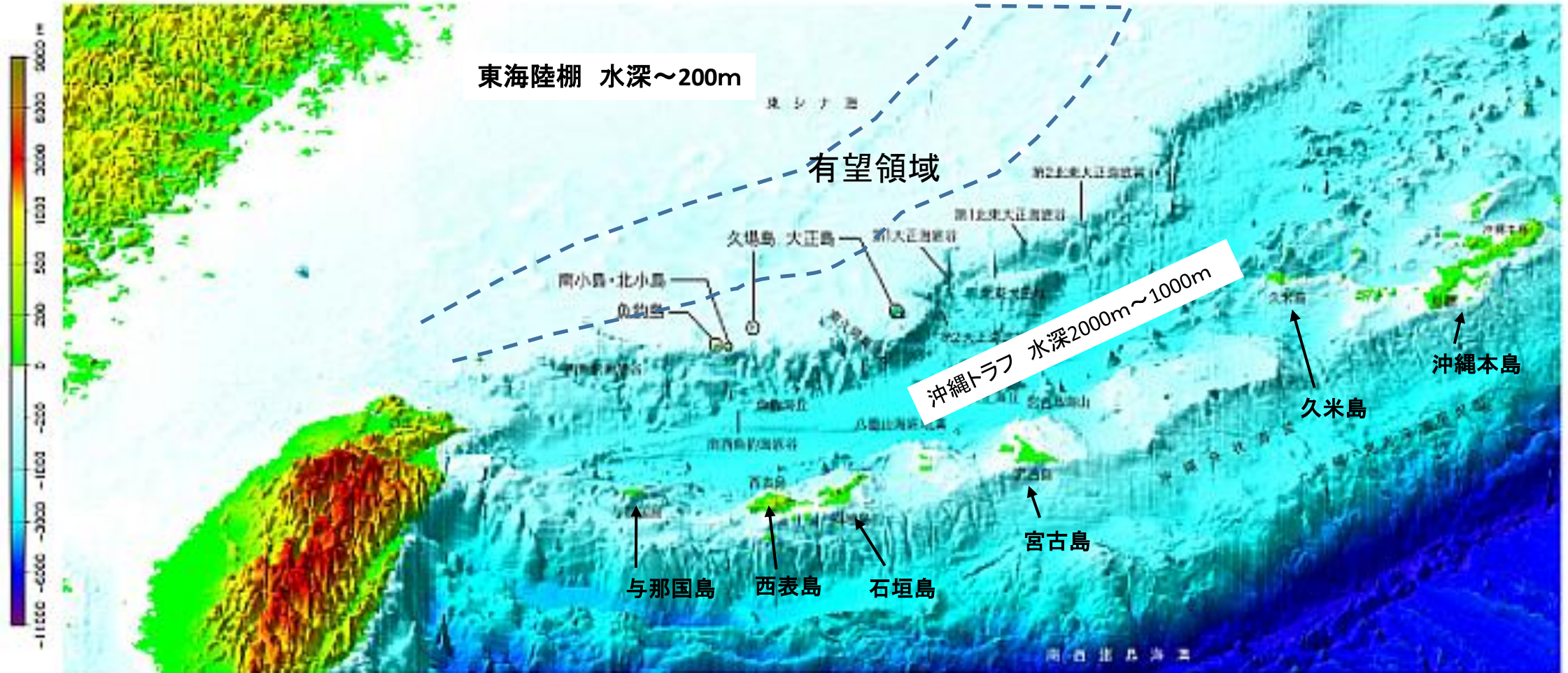
- 東シナ海の石油埋蔵量は不確実
- 日本政府と、中国政府の最新の推定量には大きな開きがある。
日本政府の推定によれば、日本の年間輸入量（約12.6億バレル）の、約2.5年分
中国政府の推定によれば、中国の年間輸入量の約20年分

* 参考：世界の推定埋蔵量（2019年）：

ベネズエラ（約3千億バレル）、サウジアラビア（約3千億バレル）、カナダ（約千7百億バレル）、イラン（約千6百億バレル）

日本の石油・ガス田開発の障害

・・・沖縄トラフ



中国、台湾は、海底パイプラインの敷設が可能であるのに対して、日本は沖縄トラフの為、南西諸島、九州へのパイプラインの敷設は困難。
(海洋油田はもともと生産コストが成否に大きく影響する)

東シナ海の大陸棚の境界は未だ決まっていない

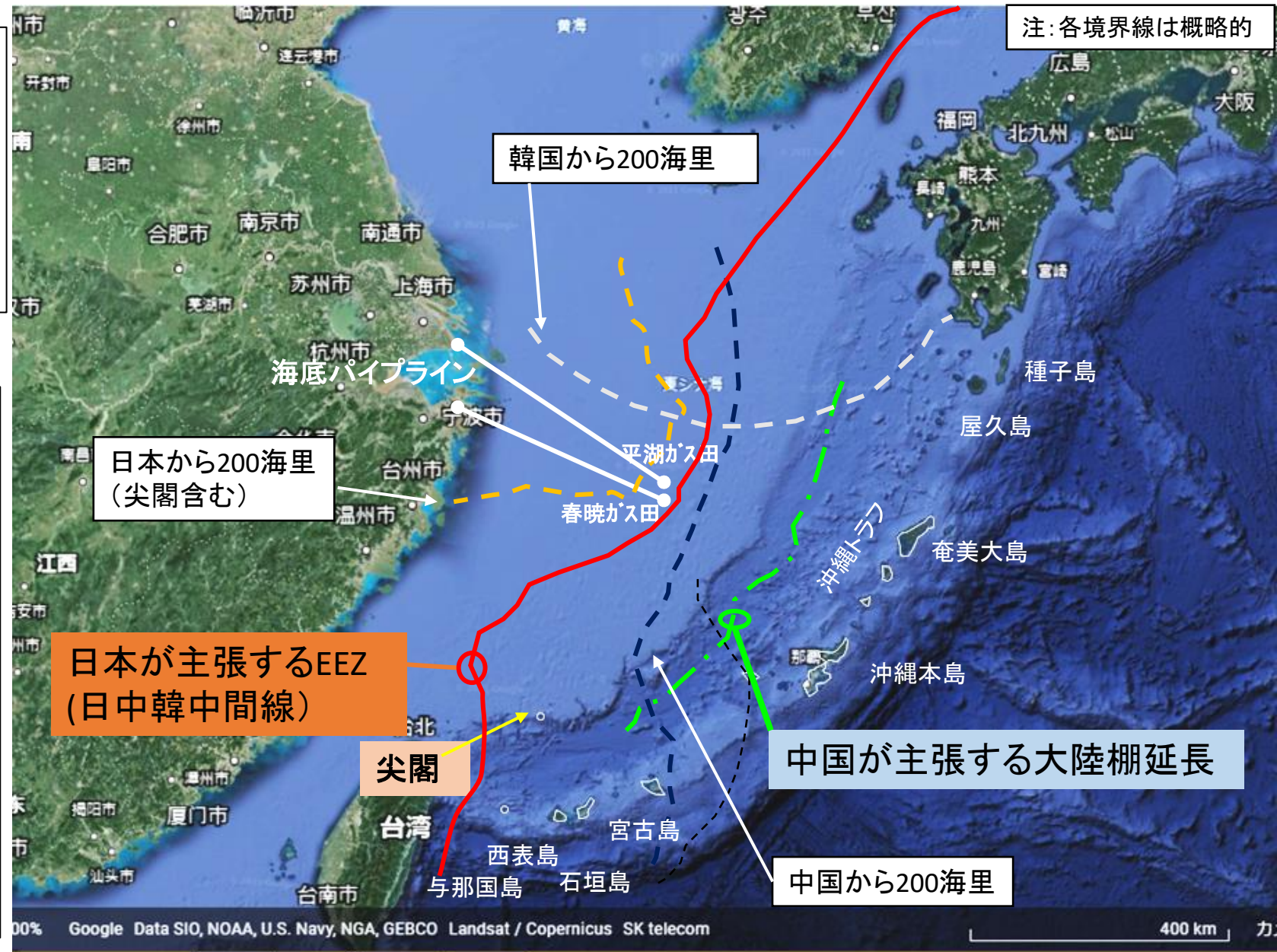
日本の主張

- ・ **日本と中国は同じ大陸棚を共有**
- ・ **日本(含、尖閣)と中国の200海里の中間線が排他的経済水域**
(従って、海底及び上部水域の資源に権利を有する。)

中国の主張

- ・ **海洋法第76条による大陸棚の自然延長**が認められるべき。
(大陸棚は沖縄トラフで終端)
(従って、東海大陸棚下の海底資源について権利を有する。)

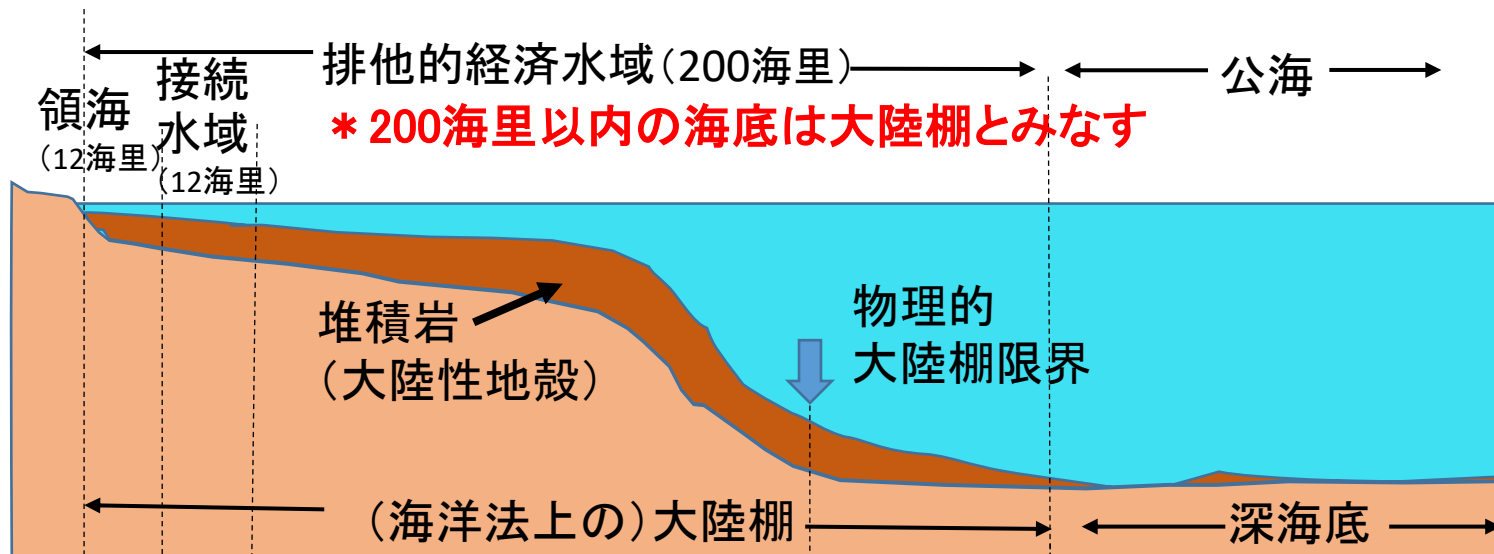
* 中国は上部水域の境界について明確な主張をしていない。
(但し、国内法で、国際法上に無い「管掌海域」を定め警備行動をしている。



国際海洋法による境界

第5部 排他的経済水域

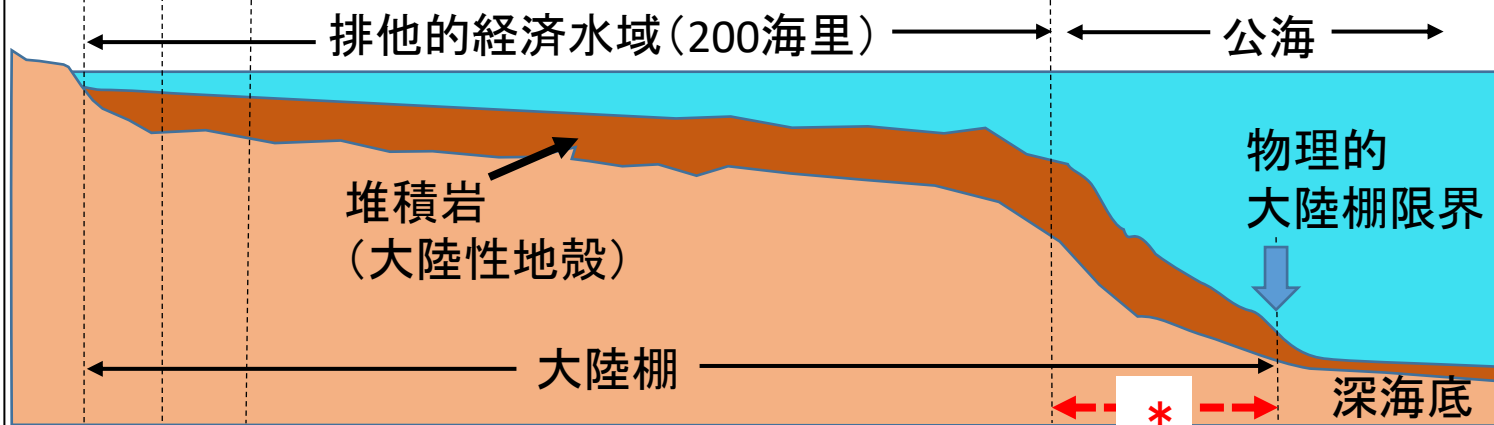
第56条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務
(沿岸国は上部水域並びに海底及びその下の天然資源に対する主権的権利を有する。)



陸棚限界が200海里以内の場合

第6部 大陸棚

第76条 大陸棚の定義
(右図に概略を示す)
第77条 大陸棚に対する沿岸国の権利
(海底資源への権利)
第78条 上部水域及び上空の法的地位並びに他の国の権利及び自由(上部水域、上空には権利は及ばない)



陸棚限界が200海里を超える場合

*** 200海里を超える大陸棚は、「大陸の延長に関する委員会」に申請し、勧告を得て設定
但し、基線から350km未満、2500m等深線から100海里以内に限る**

東シナ海の大陸棚の境界は未だ決まっていない

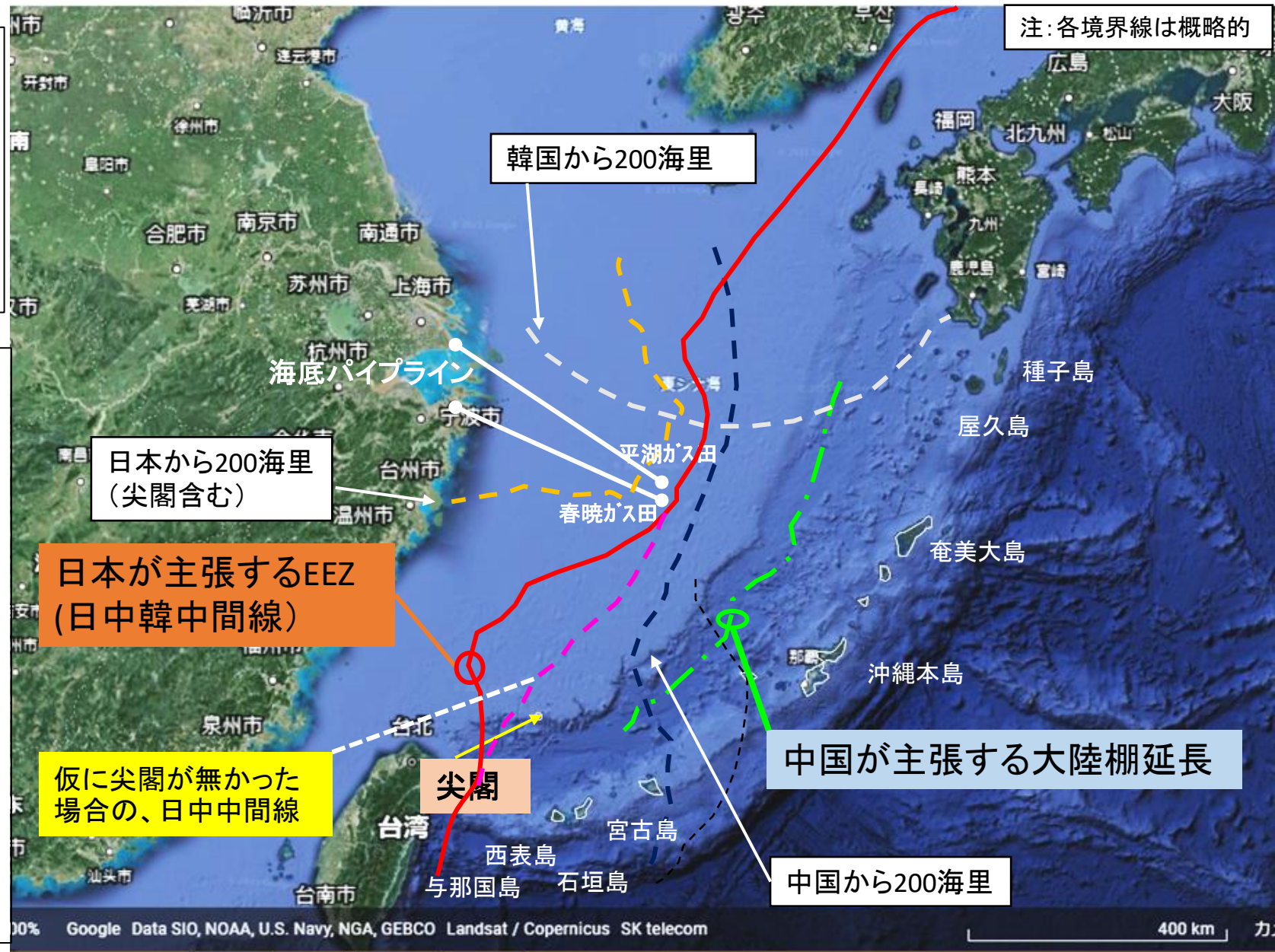
日本の主張

- ・ 日本と中国は同じ大陸棚を共有
- ・ 日本(含、尖閣)と中国の200海里の中間線がEEZ境界
(従って、海底及び上部水域の資源に権利を有する。)

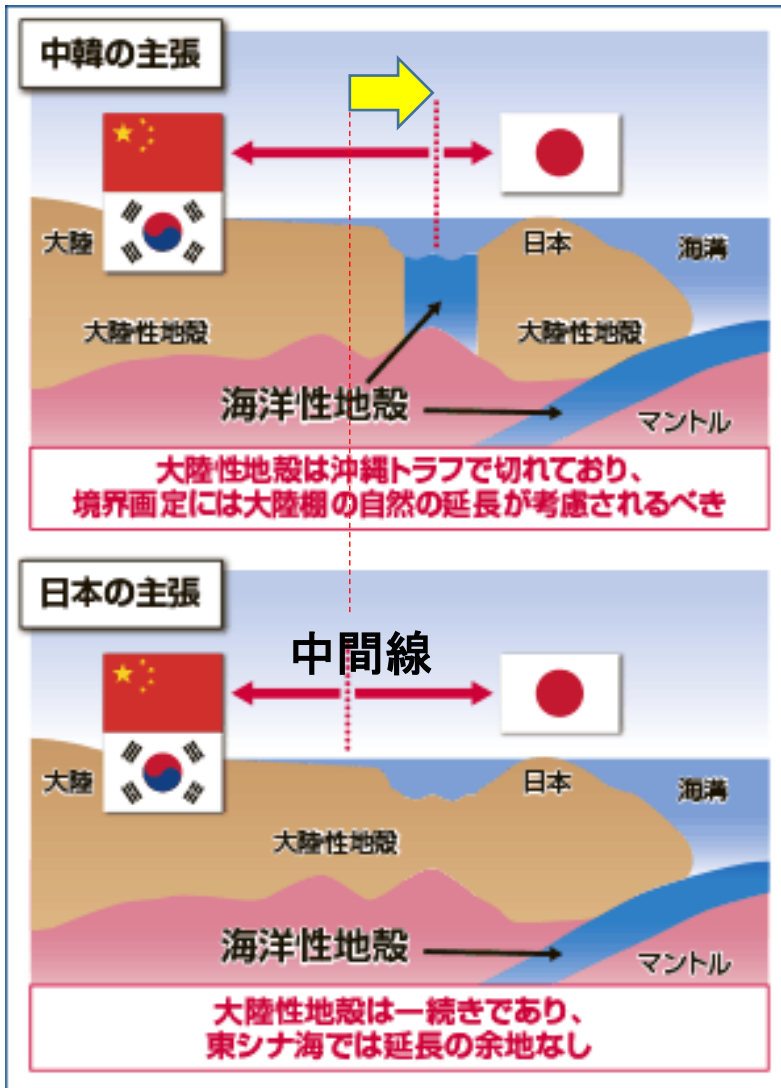
中国の主張

- ・ **海洋法第76条による大陸棚の自然延長**が認められるべき。
(大陸棚は沖縄トラフで終端)
(従って、東海陸棚下の海底資源について権利を有する。)
- ・ 尖閣島嶼は中国領

* 中国は上部水域の境界について明確な主張をしていない。
(但し、国内法で、国際法上に無い「管掌海域」を定め警備行動をしている。



論点1：中国の主張する大陸棚の自然延長は承認されるか？

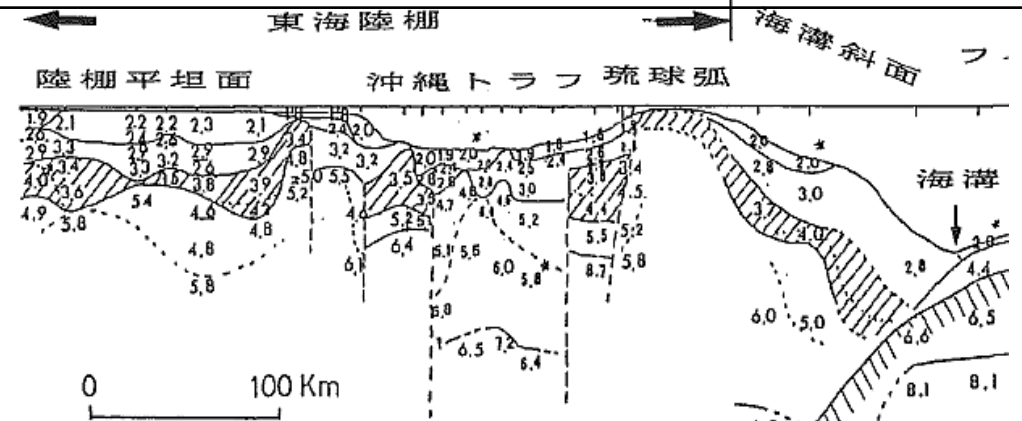


* 海上保安レポート2017(海上保安庁)より引用

- ・ 東海陸架の地殻は厚さ約30キで、沖縄トラフでは12キ前後まで薄くなり、沖縄トラフの海底の岩石はすでに大洋性岩石の特徴を持つ。
(中華人民共和国駐新潟総領事館 HP)

海上保安学校水路部
研究科報告vol.21,
1986.3.30

「沖縄トラフ南西部海域の地質地球物理学的諸性質」



海底の陸性地殻が引き裂かれ、新しい海洋性地殻が形成されているという見方もあるが、トラフの拡大は開始されたばかりで、陸性地殻が薄くなっているものの、未だ新しい海洋性地殻がトラフ中央に形成されるまでに至っておらず、背弧海盆の発達過程の初期段階にある。琉球弧の前面が厳密な意味での島弧～大陸縁辺部を形成する陸性地殻とフィリピン海プレート形成する海洋性地殻との境界である

- ・ 中国は「国連海洋法条約」下の大陸棚限界委員会に陸棚延長を申請(2012.9.16)
- ・ 日本が反対の口上書
- ・ 委員会は大陸棚の延長申請を審査しないことを決定⇒ その後？

論点2: 日本の主張する中間線での境界決めは妥当か？

国際海洋法 第74条

向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、**衡平な解決**を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて**合意により行う**。

注:「等距離原則」の支持国と「衡平原則」の支持国との対立で条文は明確性を欠くものに

★「**衡平**」とは？ 単純に中間をとるのではなく、状況を踏まえて両者にとって不公平にならないように釣合いのとれたものとする。

判例では、双方の海岸線の長さの違いが重要視されている。

- 王毅駐日大使は、「長い海岸線を持つ中国に対し、日本は島が鎖のように繋がっている。地理的特徴から見ても、中間線を両国の境界とするのは、衡平原則に合わない」と発言し、配分される大陸棚の大きさは、それぞれの国の海岸線の長さに比例すべきだとの見解を示した。(『東京新聞』2005.10.24.)

仮に仲裁裁判となれば、大陸棚延長は否定された場合でも、中間線から日本側に近い位置に決定される可能性が大きいと思われる。

(実際には仲裁裁判の道は閉ざされているが)



* リビア・マルタ間は200海里以内。∴海溝の存在は影響せず。

日韓の大陸棚境界についての協定 (1974年署名1978年発効)

北部協定

竹島を起点としないことで日韓のほぼ中間線で合意

南部協定

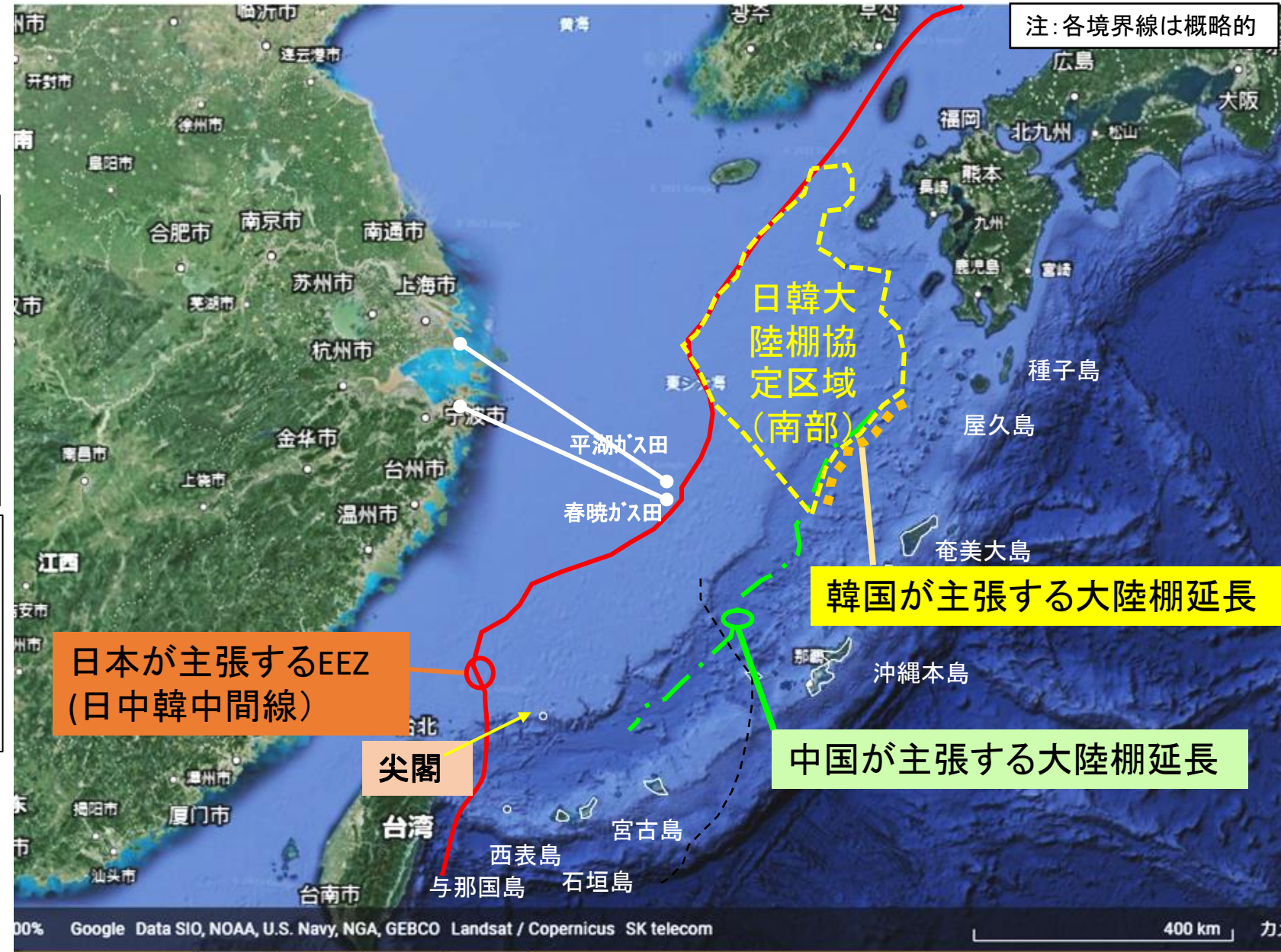
境界画定を棚上げして石油・天然ガス資源の共同開発について協定。

2028年までの効力期間が設けられた。

韓国の主張

沖縄トラフに至るまで大陸棚延長が認められるべき。
(1972年国連大陸棚限界委員会に大陸棚延伸を申請)

注: 当時(大陸棚条約下)ではEEZは未だ慣習法の地位を得ていなかった。(海洋法は1982年)



日中共同の石油採掘への動き

2005年

- ・中国は「日中中間線～沖縄トラフまでの海域」
- ・日本は「日中中間線の両側の海域」の共同開発を提案

2006年

- ・中国は「尖閣諸島付近及び日韓大陸棚共同開発区域付近」での共同開発を提案

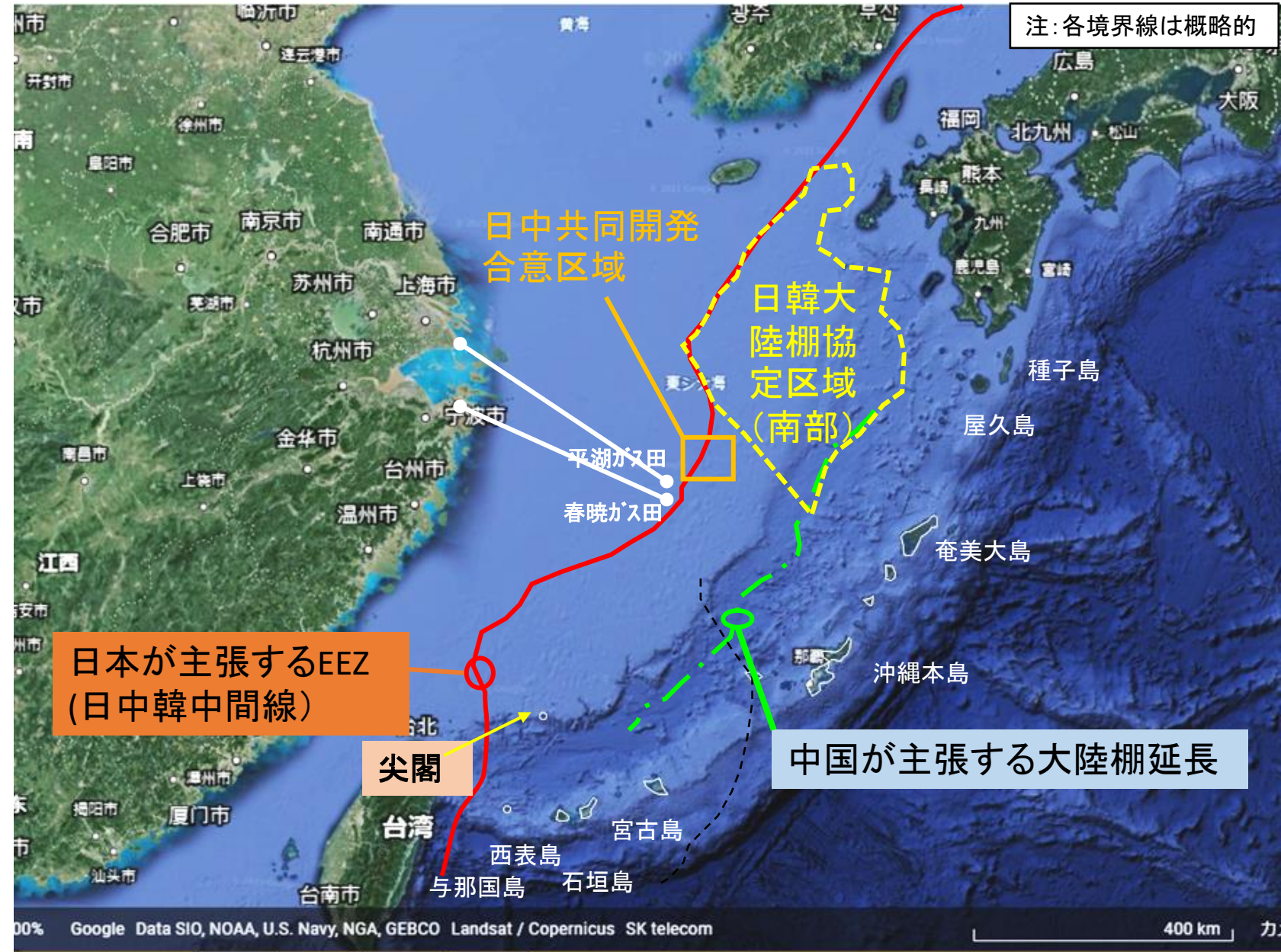
2008年5月

- ・日中首脳会談で共同開発に合意
春暁ガス田の共同開発は両国の共同投資とし、収益分は先行投資した中国側に重点配分。

龍井ガス周辺の日中中間線にまたがる海域を共同開発 合意対象外の日中中間線付近のガス田や、周辺海域の取り扱いについては継続協議。

2010年

- 中国漁船衝突事件発生以降、中断状態にある。



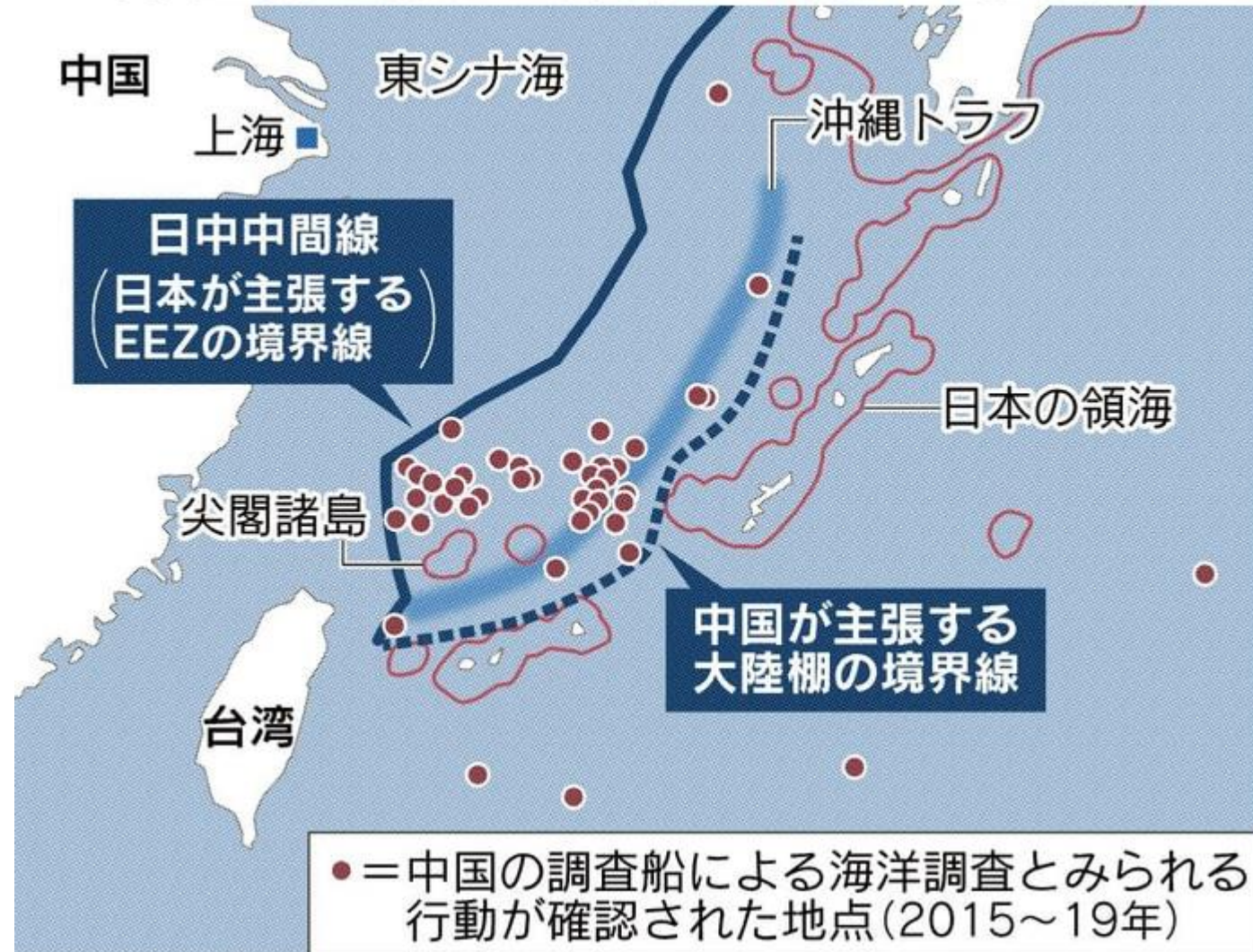
纏め

- 尖閣諸島は、日本および中国にとっても辺境の無人の島嶼で、それ自体に「価値」があるわけではなく、海洋資源の海域の境界画定の起点となることに意味がある。
 - 経済から観れば、この地域の石油資源は、双方にとって魅力的だが、「死活的」といえるまでのものではない一方、紛争が激化すれば経済損失は計り知れない。
 - 海洋油田は大きな投資が必要なため、企業は紛争リスクの海域は避ける。
⇒実際上、開発は進まない。
 - 日中ともにそれぞれの主張(いずれも国際海洋法の条文解釈に基づく)に基づき、国内法を制定して行動しているが、「合意」が無い以上、どちらにも国際海洋法上の権利は発生していない。(国際海洋法により正当性を付与されていない。)
- ・ 領土問題は棚上げにして、協力することが、双方の利益にかなう
 - ・ 領土問題は偏狭なナショナリズムを掻き立て、政治利用され易い。利用されないために、冷静かつ客観的な状況理解の努力が必要

FIN

付帶資料

中国の調査活動は沖縄トラフ周辺に集中する



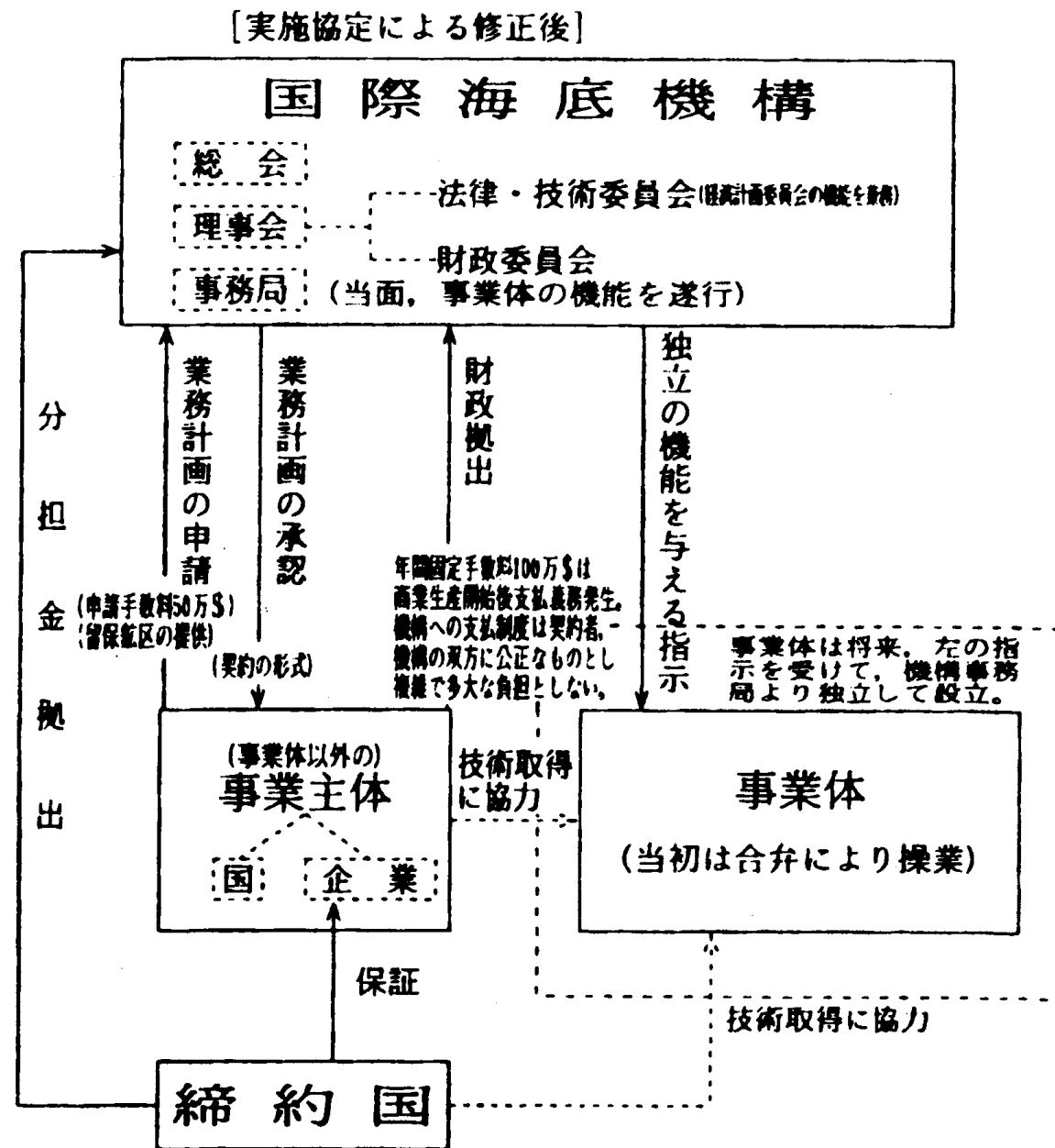


図1 国際海底機構と資源開発のスキーム

沖ノ鳥島

海洋法条約

第121条(島の制度)

1. 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。

2. 3に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される。

3. 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域(EEZ)又は大陸棚を有しない。



南北約1.7km、東西4.5km、周囲約11kmほどのコメ粒形をしたサンゴ礁の島

満潮時には東小島、北小島と呼ばれる2つの露岩のみ

1977年(昭和52年)7月1日 - 領海法、漁業水域に関する暫定措置法により、領海12海里、漁業水域200海里を設置。

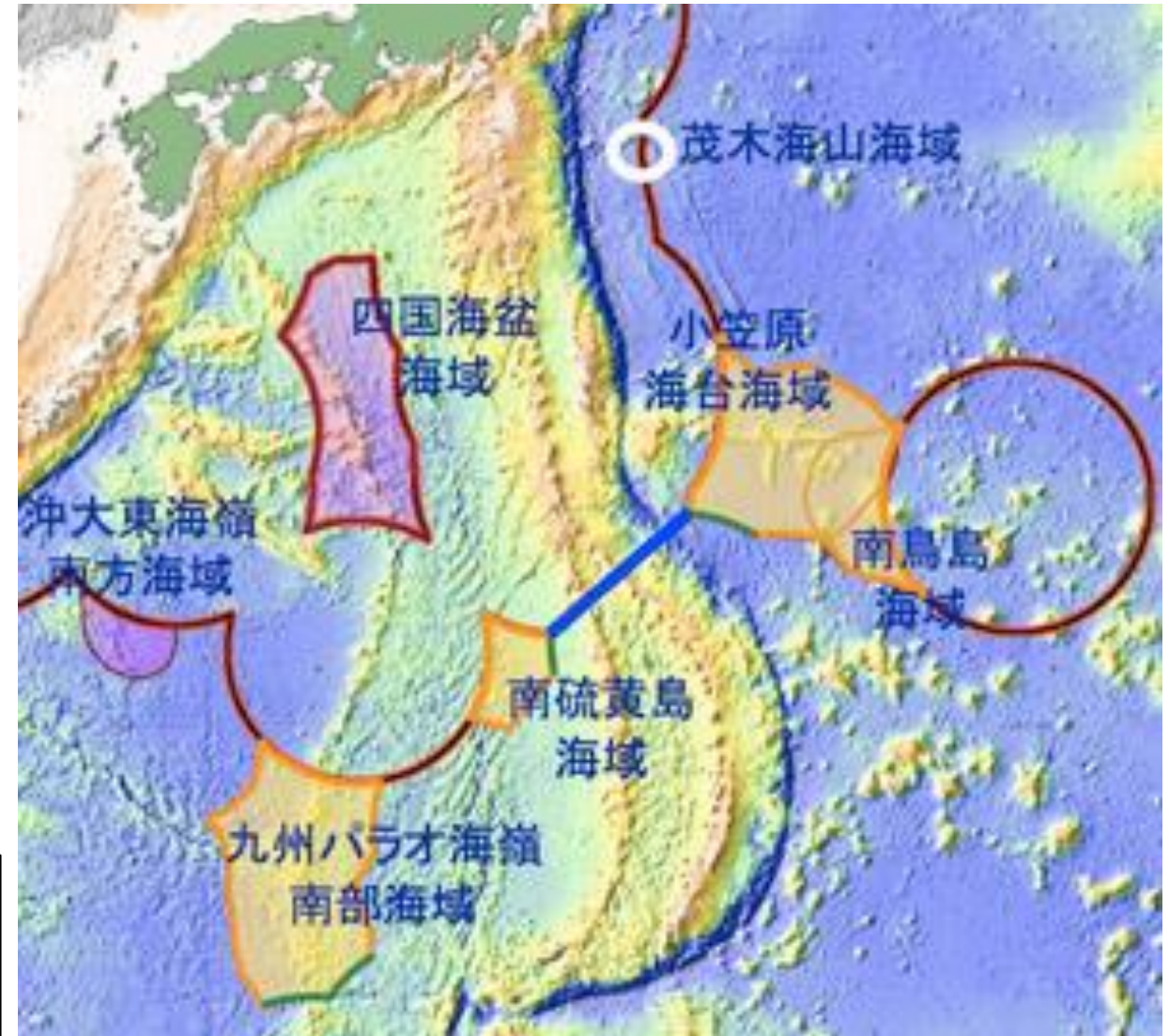
2012年 大陸棚限界委員会が日本国最南端の沖ノ鳥島の北方など太平洋の4海域約31万平方キロメートルを日本の大陸棚として新たに認める勧告を採択。ただし、沖ノ鳥島南方の九州・パラオ海嶺南部海域の大陸棚拡張については判断を先送りした

日本政府提出の大陸棚延長申請

- ① 茂木海山海域
- ② 四国海盆海域
- ③ 小笠原海台海域＋④南鳥島海域
- ⑤ 沖大東海嶺南方海域
- ⑥ 南硫黄島海域
(米国のEEZと重複)
- ⑦ 九州－パラオ海嶺南部海域
(パラオおよびミクロネシア連邦のEEZと重複)

* ⑥、⑦は相手国との協議によって最終的に境界が決まるとしている

一方で日本政府は、中国が申請する大陸棚延長は、「相手国の合意が無ければ提出できないとして、審査しないよう要求している。



大陸棚限界委員会手続規則の関連規定によれば、同委員会は、大陸棚の延長申請について、海洋等に関する紛争が存在する場合、大陸棚の延長申請は、全ての関係国の事前の同意がなければ検討できないことになっている。(外務省HP)

領海

沿岸国は12海里を越えない範囲で画定できるとする(3条)。領海は、領土と同じ地位にあり、沿岸国の主権が排他的に及ぶ。ただし、他国の船籍の無害通航権は保障されている(17条)。

大陸棚

沿岸国は、大陸棚にある天然資源の開発について主権的権利を有する(77条)

排他的経済水域(EEZ)

排他的経済水域の海底上部水域、海底およびその下の天然資源の開発や海洋環境の保護等のための沿岸国の管轄権が認められている(57条)。

公海

、「公海自由の原則」に則り、全ての国は公海を自由に漁獲することが出来る(116条)。ただし、生物資源の保存のために必要な措置を執り、他国と協力する義務がある(117条)。

この規定により、近年、沿岸国が排他的経済水域を越えて、自国に接する公海における一方的漁業制限措置・環境保護措置を執ることがしばしば見られる。(カナダがスペイン船を拿捕する事件も)

深海底

「人類の共同遺産」と規定(136条)。 国際海底機構が管理